

第 1 5 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年8月23日(月) 午後1時30分
場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

- 協議案第49号 町名・字名の取扱いについて(継続協議)
- 協議案第50号 保育事業の取扱いについて(継続協議)
- 協議案第51号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議案第52号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議案第53号 その他の福祉事業の取扱いについて
- 協議案第54号 環境衛生事業の取扱いについて
- 協議案第55号 その他の事業の取扱いについて
- 協議案第56号 一部事務組合等の取扱いについて(その2)(提案)
- 協議案第57号 農林水産関係事業の取扱いについて(提案)

その他

5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回	H16. 6.16	第5回 臨時
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 保健衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の福祉事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 環境衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 農林水産関係事業の取扱いについて	H16. 8.23	第15回		
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
20	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その1)	H16. 6.25	第13回	H16. 7.22	第14回
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その2)	H16. 8.23	第15回		
21	町名・字名の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
22	国民健康保険事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		

協議案第 49 号

町名・字名の取扱いについて（継続協議）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整事項	町名・字名の取扱い	関連項目	
調整の内容	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。		

現		況		調整方針
田沢湖町	角館町	西木村		
大字数 11	町名数 21 大字数 11	大字数 8		住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。
玉川 田沢 生保内 刺巻 潟 小松 角館東前郷 岡崎 神代 梅沢 卒田	細越町 山根町 表町上丁 表町下丁 裏町 東勝楽丁 川原町 歩行町 小人町 横町 上新町 岩瀬町 下新町 下岩瀬町 中町 下中町 七日町 西勝楽町 田町上丁 田町下丁 竹原町	岩瀬 山谷川崎 川原 小勝田 西長野 雲然 下延 八割 白岩 藪田 白岩広久内	上桧木内 下桧木内 西明寺 小山田 門屋 上荒井 小淵野 西荒井	
あざすう 字数 314	あざすう 字数 280	あざすう 字数 159		

協議案第50号

保育事業の取扱いについて【協定項目23-12】（継続協議）

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

削除

訂正

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保育事業
調整の内容	<p>1 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。し、運営形態については新市において検討する。</p> <p>2 保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。 へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保育所	<p>保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生保内保育所 定員 90名 ・神代保育所 定員 100名 ・先達へき地保育所 定員 50名 ・向生保内へき地保育所 定員 30名 <p>認可保育所 2施設 へき地保育所 2施設 定員合計 270名</p>	<p>保育所数及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・角館保育園 定員 190名 ・白岩小百合保育園 定員 60名 ・西保育園 定員 60名 ・中川保育園 定員 45名 ・下延保育所(へき地) 定員 30名 <p>認可保育所 4施設 へき地保育所 1施設 定員合計 385名</p>	<p>保育所及び定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひのきない保育園 定員 50名 ・かみひのきない保育園(へき地) 定員 15名 <p>認可保育所 1施設 へき地保育所 1施設 定員合計 65名</p> <p>西木村社会福祉協議会に事業を委託している</p>	<p>保育所は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
保育内容	<p>保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00 ・へき地保育所 平日 7:30~17:15 土曜日 7:30~12:00 	<p>保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00 ・へき地保育所 平日 8:30~16:30 	<p>保育時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 平日・土曜日 7:30~18:30 ・へき地保育所 平日 7:30~18:00 土曜日 7:30~17:00 	<p>保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 未実施</p> <p>障害児保育 生保内保育所、神代保育所で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 生保内保育所、神代保育所 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 生保内保育所、神代保育所で調理 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 角館保育園 時間(月～金曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 角館保育園、白岩小百合保育園 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で調理 日清医療食品(株)東北支店へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 ひのきない保育園で実施 利用料 3歳以上 1000円 3歳未満 2000円</p> <p>延長保育 ひのきない保育園 時間(月～土曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 ひのきない保育園、かみひのきない 保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 ひのきない保育園 生後9週から受け入れ</p> <p>給食 ひのきない保育園で調理 社会福祉協議会へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p> <p>かみひのきない保育園 学校給食センターで調理 3歳以上児・主食持参</p>	

事務事業名		田 沢 湖 町				角 館 町			西 木 村				調整方針
認可保育所 保 育 料 徴収基準表 (月額)	区分	定 義	3 歳 未 満	3 歳児	4 歳 以 上	定 義	3 歳 未 満	3 歳 以 上	定 義	3 歳 未 満	3 歳児	4 歳 以 上	保育料については、国の 基準を原則に新市にお いて定める
	第1階層	A 生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	A 生活保護世帯	0	0	0	
	第2階層	B 町民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	町民税 非課税世帯	4,500	3,000	B 村民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	
	第3階層	C1 町民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	町民税 課税世帯	9,700	8,200	C1 村民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	
		C2 町民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500				C2 村民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500	
	第4階層	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	所得税額 64,000 未満	15,000	13,500	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	
		D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900				D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900	
	第5階層	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	21,000	18,900	所得税額 64,000 円以上 160,000 円未満	24,000	20,700	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	23,900	23,900	
		D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	23,100	18,900				D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	29,000	29,000	
	第6階層	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	23,100	18,900	所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満	37,000	23,200	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	32,700	30,500	
D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満		42,700	23,100	18,900	D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満				42,700	36,400	32,100		
第7階層	D7 所得税額 408,000 円以上	55,800	23,100	18,900	所得税額 408,000 円以上	42,000	30,800	D7 所得税額 408,000 円以上	56,000	36,400	32,100		
へき地保育所保育料 (月額)の現況		3 歳児以上 3,500 円				3 歳児以上 6,000 円			3 歳児以上 3,500 円				へき地保育所の保育料 については、合併後段階 的に調整していく。

協議案第51号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 保険給付事業については、3町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 保健事業については、3町村の事業の現状を踏まえ、3町村で相違のあるものは合併時までに再編するものとし、3町村で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 161,607千円 国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,800円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 135,000千円 国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,000円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 82,940千円 国民健康保険運営協議会 委員数 6名 委員報酬 @5,200円(委員長) @4,800円(その他の委員)	<p>保険給付事業については現行のとおり存続する。</p> <p>保健事業については原則として現行のとおり存続する。</p> <p>国保財政調整基金については各町村の基金を持ち寄るものとする。 金額は、保険給付費(H13～H15平均)の16%以上とする。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例により、報酬については非常勤特別職の委員報酬による。</p>

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、保健事業関係資料の作成、国保税計算・調整交付金資料作成。</p> <p>国民健康保険事業直営診療所（2カ所） 診療所の運営 診療所手数料</p>	<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、国保事業状況資料の作成、保健事業関係資料の作成。</p>	<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、国保事業状況資料の作成、保健事業関係資料の作成。</p>	<p>国保連合会委託事務については現行どおり存続とする。</p> <p>診療所については現行のとおり存続する。</p>

協議案第 5 2 号

保健衛生事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 8】

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生事業
調整の内容	保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康増進を図るよう調整に努める。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳児・2歳6ヶ月児歯科健診 ・離乳食教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳6ヶ月児歯科健診 ・離乳食教室 ・虫歯予防教室 ・幼児教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳児健診・4歳児歯科健診 ・離乳食教室 ・虫歯予防教室 ・幼児教室 	<p>各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。</p> <p>乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編する。</p>
老人保健等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・口腔検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・肺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・肝炎検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎検診 	<p>各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。</p> <p>健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時に統合する。</p> <p>健康相談については、田沢湖町の例により合併までに調整する。</p> <p>肺がん検診については、角館町の例により合併までに調整する。</p>

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<p>口腔検診については、他の事業により実施できるため、合併時に廃止する。</p>
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。</p> <p>三種混合の実施方法(集団・個別)については、合併までに調整する。</p> <p>風疹の実施方法は、田沢湖町の例により合併までに調整する。</p> <p>二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併までに調整する。</p> <p>インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整する。</p>
健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<p>健康づくり事業については、合併後に再編する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置する。</p> <p>食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募する。</p> <p>健康21計画については、合併後に再編して新市において計画を見直す。</p>

協議案第53号

その他の福祉事業の取扱いについて【協定項目23 - 14】

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他の福祉事業
調整の内容	<p>その他の福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。</p> <p>(2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。</p> <p>合併までに調整するもの 合併時に再編するもの</p>		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
地域福祉計画	未策定	未策定	未策定	現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定する。
行旅人関係	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ福祉課から旅費 500 円を支給する。</p>	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ社会福祉協議会から交通費 320 円、食事代 500 円を支給する。</p>	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対しては、金額についての規定はない。</p>	<p>行旅病人及び行旅死亡人については現行のとおりとする。</p> <p>それ以外の行旅人の扱いについては合併時に再編する。</p>
戦没者追悼式	<p>・町で実施。</p> <p>・8月上旬 町民会館にて献花。 遺族約 100 人、来賓約 25 人、当局職員約 10 人。全員に名簿配付。 遺族に仏用菓子、赤飯、酒(1 合瓶) 来賓に仏用菓子、赤飯</p>	<p>・角館町遺族会に委託し、角館町遺族会が主催して、町が共催で実施。</p> <p>・毎年8月上旬に角館広域交流センターにおいて行う。 無宗教 献花方式 遺族約 100 人・来賓約 20 人・職員約 10 人。 遺族全員と来賓に・タオル(約 130 人分)。</p>	<p>・村で実施。</p> <p>・8月上旬にクリオンにおいて行う。 遺族約 45 人、来賓約 25 人、職員約 10 人(社会福祉協議会職員含む)。 遺族と来賓にろうそく。</p>	<p>合併時に再編する。</p> <p>実施会場を一ヶ所として新市が主催する。</p>

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
DV 法関係	ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	秋田県女性相談所から女性相談所法律相談会の実施日を町民にお知らせする。(町広報等) 相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	現行のとおり新市に引き継ぐ
民生委員推薦会	・民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	・民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	・民生委員法に規定されている 7 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	田沢湖町、角館町の例により新市に引き継ぐ。
福祉医療	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。 ・乳幼児(未就学児)に対しては、県の要綱に定める所得制限を無くし、医療費を無料としている。	現行のとおり新市に引き継ぐ。 乳幼児(未就学児)の扱いについては、西木村の例による。

協議案第 5 4 号

環境衛生事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 1 5】

環境衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生事業
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直営の火葬場、公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。 ・環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整に努める。 		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
斎場・火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 生保内字武蔵野 76 番地 ・運営主体 田沢湖町 ・火葬炉 1 炉 ・使用料 15 歳以上 16,900 円、15 歳未満 10,400 円、死胎児 3,900 円、上・下肢 3,900 円、改葬 3,900 円。 死亡した者が、町民又は施設入所等でやむを得ず町外に住所を移したと認められる者は無料。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 岩瀬字鳥木沢 133 番地 ・運営主体 大曲仙北広域市町村圏組合 ・火葬炉 2 炉 ・使用料 西仙北町を除く仙北郡内の市町村の場合、15 歳以上 13,000 円、15 歳未満 8,000 円、死胎児 3,000 円、改葬 3,000 円。 上記以外の市町村、15 歳以上 16,900 円、15 歳未満 10,400 円、死胎児 3,900 円、改葬 3,900 円。 	斎場、火葬場なし。	田沢湖町の火葬場は現行のまま新市に引き継ぐ。 使用料については合併までに調整する。
墓地	<ul style="list-style-type: none"> 柏山墓地公園 ・田沢湖町生保内字柏山 39 番地 1 ・区画面積 第 1 種 5m × 4m 第 2 種 4m × 3m 第 3 種 4m × 2m 第 4 種 3m × 2m 第 5 種 2m × 2m ・永代使用料、管理手数料(年額) 第 1 種 350,000 円 7,210 円 第 2 種 200,000 円 3,910 円 第 3 種 130,000 円 2,570 円 第 4 種 81,000 円 1,750 円 第 5 種 46,000 円 1,230 円 	<ul style="list-style-type: none"> 角館町外ノ山霊園 ・角館町岩瀬字鳥木沢 146 ・永代使用料、管理費 大(6 m²) 300,000 円 5,000 円 小(4 m²) 200,000 円 3,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 門屋墓地公園 ・西木村門屋字入江 97 番地の 6 ・区画面積 2m × 3m ・永代使用料 1 区画 104,000 円 ・管理手数料 1 区画年額 1,000 円 	公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。 永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
墓地工作物の届出・許可	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石及びこれに類するもの の 高さは、地面から3m以内 盛土設備の高さは、地面から0.6m 以内 柵類の高さは、地面から1m以内 植栽する樹木は主として、かん木 性樹木とし高さ2m以内に整形できる 樹種とする。ただし、きょう木性樹種 であっても、常に整枝され隣地又は 通路に支障を及ぼさない程度のもの はこの限りでない。	[碑石又は形像類の基準] 墓碑及びこれに類するものの高 さは2.5m以内 基礎及びさく類の高さは1m以内 植栽樹は常に高さ2m以内に整形 できる樹種を選び隣地又は通路に何 らかの支障を及ぼさないものであるこ と。	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石の高さは、地面から3m以内。 盛土設備の高さは、地面から0.6m 以内 柵類の高さは、地面から1m以内。	埋葬場所の工作施設の基準は田 沢湖町の例により調整する。
衛生害虫駆除	水害等による家屋の浸水が起きた 場合、それを原因とする病害虫の発 生を防ぐため職員が消毒を行う。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
動物愛護事業(狂 犬病予防他)	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 990 頭 ・狂犬病予防注射 697 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 748 頭 ・狂犬病予防注射 530 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 459 頭 ・狂犬病予防注射 354 頭	現行のとおり新市に引き継ぐ。
犬猫等死骸収集 業務	担当職員が町道や町所有の公共 施設内で犬や猫等の死骸を回収。 ・処分方法 北浦環境センターに搬入し火葬処 理する。 ・事業費 角館町外3カ町村公衆衛生施設負 担金に含まれる。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第 5 5 号

その他の事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 9】

その他事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	その他の事業
調整の内容	<p>1 行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>(2) 合併時まで調整するもの。</p> <p>(3) 新市において調整するもの。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
競争入札の指名参加願および資格審査	<p>入札資格審査</p> <p>2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う</p> <p>建設業者の格付け</p> <p>3等級に格付</p>	<p>入札資格審査</p> <p>2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う</p> <p>建設業者の格付け</p> <p>3等級に格付</p>	<p>入札資格審査</p> <p>2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う</p> <p>建設業者の格付け</p> <p>3等級に格付</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
入札及び入札の公表	<p>田沢湖町入札制度実施規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 等級格付け ・ 指名基準 ・ 指名審査会 ・ 指名停止 ・ 入札結果等の公表 <p>田沢湖町指名審査会</p> <p>会長 助役</p> <p>委員 収入役、総務課長、企画振興課長、税務課長、専門検査員、担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を置く。 ・ 指名審査会対象要件 <ul style="list-style-type: none"> 一 指名業者(設計金額130万円未満の工事を除く。)の選定 二 その他入札及び工事の執行について必要と認める事項 	<p>角館町入札制度実施要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 等級格付け ・ 指名の基準 ・ 指名審査会 ・ 指名停止 ・ 入札結果等の公表 <p>角館町指名審査会</p> <p>会長 助役</p> <p>委員 収入役、総務主幹、民生主幹、産業主幹、建設主幹、教育次長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を置く。 ・ 指名審査会対象要件 <ul style="list-style-type: none"> 一 指名業者の選定(請負対象額130万円未満の工事を除く。) 二 その他入札及び工事の執行について必要と認める事項 	<p>西木村建設工事入札制度実施規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 等級格付け ・ 指名の基準 ・ 指名審査会 ・ 指名停止 ・ 入札結果等の公表 <p>西木村指名審査会</p> <p>会長 助役</p> <p>委員 収入役、総務課長、税務住民課長、建設課長、産業課長、環境課長、専門検査員、主管課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者の指名等について審議するため建設業指名審査会を置く。 ・ 指名審査会対象要件 <ul style="list-style-type: none"> 一 指名競争入札に参加させる者の選定 二 その他村工事の執行につき必要と認める事項 	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
入札及び入札の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・町工事の入札が終了したときは、入札業者名、予定価格（消費税相当額を含む）、入札金額、落札業者名及び落札金額を公表するものとする。 （指名停止基準） ・正当な理由がなく所定の完成期日までに工事を完成しなかったとき ・町工事の施工成績及び施工管理が不良で指摘されたとき ・請負業者の責に帰する理由により工事現場等において第三者及び工事関係者に死傷者を出す等重大な事故を発生させたとき ・その他建設業者として不相当であると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・町工事の入札が終了したときは、当該入札日から1箇月間入札指名業者名、入札経緯及び最終入札結果について公表するものとする。 角館町建設工事入札参加者指名停止基準 <ul style="list-style-type: none"> ・過失による粗雑工事 ・契約違反 ・公衆損害事故 ・工事関係者事故 ・贈賄 ・不正又は不誠実な行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・指名競争入札に付する村工事すべてについて、入札予定価格を現場説明要項に明記し、公表する。 西木村建設工事入札参加者指名停止基準 <ul style="list-style-type: none"> ・過失による粗雑工事 ・契約違反 ・公衆損害事故 ・工事関係者事故 ・贈賄 ・不正又は不誠実な行為 	合併時まで調整する。
行政改革大綱、行政評価	田沢湖町行政改革大綱 計画期間H12～H16年度 行政評価 計画なし	角館町行政改革大綱 計画期間H8～H12年度 行政評価 計画なし	西木村行政改革大綱 計画期間H8～H13年度 行政評価 計画なし	新市において新計画を策定する。
認可地縁団体	認可地縁団体 8団体 久保町内会、下生田部落会、黒倉部落会、先達町内会、神代中央通部落会、抱返り部落会、鎌川、田子ノ木町内会	認可地縁団体 なし	認可地縁団体 7団体 小滝部落会、堀之内部落会、山崎部落会、後川落合集落会、吉田集落会、中里集落会、三共集落会	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
社会活動災害補償保険	全国町村会総合賠償補償保険に加入町が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 995千円 H16年度予算額 1,034千円	全国町村会総合賠償補償保険に加入町が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 980千円 H16年度予算額 1,002千円	全国町村会総合賠償補償保険に加入村が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 463千円 H16年度予算額 482千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
情報公開制度	田沢湖町情報公開条例 実施機関 ・町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区管理会 政治倫理の確立のための田沢湖町長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	角館町情報公開条例 実施機関 ・町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者又は公営企業管理者の権限を行使する町長 町長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	西木村情報公開条例 実施機関 ・村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 政治倫理の確立のための西木村長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	合併時まで調整する。
総合計画	第3次田沢湖町総合発展計画 基本構想 基本計画 H11～H20年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	角館町総合振興計画 基本構想 基本計画 H13～H17年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	西木村新総合発展計画・後期計画 基本構想 基本計画 H12～H16年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	新市において新たに計画を策定する。
男女共同参画計画	なし	角館町男女共同参画計画 計画期間 H16～H20年度	なし	新市において新たな計画を策定する
住民参加型まちづくり	まちづくりに資する人材育成のため、町民の研修視察に対する経費の一部を助成 H15年度決算額 0千円 H16年度予算額 1,000千円	まちづくりに資する人材育成のため、中学生の他市町村生徒との交流事業に対する経費の一部を補助 H15年度決算額 500千円 H16年度予算額 500千円	西木村国内外研修補助金 村の活性化と人材育成に資するため、村民の研修視察に対し経費の一部を助成する。 H15年度決算額 2,233千円 H16年度予算額 5,000千円	新市において調整する。

協議案第56号

一部事務組合等の取扱いについて（その2）（提案）

一部事務組合等の取扱いについて（その2）、次のとおり提案する。

協 議 事 項	一部事務組合等の取扱い(その2)	関 係 項 目	公衆衛生施設組合、公社他
調整の内容	<p>1. 角館町外3か町村公衆衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。なお、中仙町については、大仙市の合併の前日をもって脱退する。また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。</p> <p>2. 秋田県町村土地開発公社については、合併の日の前日をもって、脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。</p> <p>3. 各町村の第三セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。</p>		

現 況				調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
一 部 事 務 組 合 加 入 状 況	角館町外三か町村公衆衛生施設組合 (構成団体名) 角館町、田沢湖町、中仙町、西木村 (共同処理の事業内容) し尿処理、ごみ処理	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。 なお、中仙町については、大仙市の合併の日の前日をもって脱退する。 また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整する。
公 社	秋田県町村土地開発公社 (主たる業務) 公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分。 (構成団体) 県内60町村 (平成15年度末残高) 205,586千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 791,472千円	左記に同じ (平成15年度末残高) 47,211千円	合併の日の前日をもって、脱退する。 債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。

		現 況			調整方針
		田沢湖町	角館町	西木村	
第 三 セ ク タ ー 等	株式会社 アロマ田沢湖 資本金 490,000千円 (町出資金470,400千円) 事業内容 ハーブ園の経営、管理等	株式会社 花葉館 資本金 100,000千円 (町出資金 63,000千円) 事業内容 宿泊、温泉、料飲等	株式会社 西木村総合公社 資本金 50,000千円 (町出資金 40,000千円) 事業内容 温泉保養施設運営(クリオン)、 労働者請負等	第三セクター等については、 出資金は新市に引き継ぎ、管 理・運営は現行のとおりとす る。	
	玉川ダム湖総合開発株式会社 資本金 42,250千円 (町出資金 21,250千円) 事業内容 玉川ダム周辺等の環境整備	株式会社 西宮家 資本金 45,000千円 (町出資金 30,000千円) 事業内容 レストラン、土産販売、バス運行 (スマイルバス)等			
	田沢湖高原リフト株式会社 資本金 391,725千円 (町出資金 61,160千円) 事業内容 索道(リフト) 宿泊(スキー場口 ヅジ) 飲食等(スキーハウス)				
	(出資比率50%以上もしくは出資 金額30,000千円以上のもの)	(左記に同じ)	(左記に同じ)		

協議案第 57 号

農林水産関係事業の取扱いについて【協定項目 23 - 18】（提案）

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業
調整の内容	<p>1. 農林業の振興に関する計画は、新市において策定するものとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。ただし、地域指定に係る計画は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 農業生産支援制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>3. 新たな米政策に関連する事業は、合併時に調整する。</p> <p>4. 畜産関係事業は、合併時に調整する。</p> <p>5. 土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。ただし、採択済み事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>6. 林業関係事業は、合併時に調整する。</p>		

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
主要計画	【田沢湖町農業振興地域整備計画】 (策定 昭和49年3月) (変更 平成8年3月) (計画総面積) 14,571ha (農用地面積) 2,740ha	【角館町農業振興地域整備計画】 (策定 昭和49年4月) (変更 平成4年6月) (計画総面積) 8,400ha (農用地面積) 1,592ha	【西木村農業振興地域整備計画】 (策定 昭和46年4月) (変更 平成7年3月) (計画総面積) 6,700ha (農用地面積) 1,543ha	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
	【田沢湖町山村振興計画】 (指定地区) 田沢地区、生保内地区 (第5期計画 平成15～17年度)	【角館町山村振興計画】 (指定地区) 中川地区、雲沢地区、白岩地区 (第5期計画 事業計画なし)	【西木村山村振興計画】 (指定地区) 全域 (第5期計画 平成16～19年度)	現計画を新市に引き継ぐものとする。
	【田沢湖町農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	【角館町農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	【西木村農業農村整備事業管理計画】 農業農村事業の根幹となる計画であり、5年間の計画期間で、毎年見直しする。	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
	【田沢湖町森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	【角館町森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	【西木村森林整備計画】 (計画期間) H12～H21 町における森林整備計画のマスタープランであり、計画期間は10年で5年ごとに見直しする。	合併後、新市で計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
生産支援制度	【田沢湖町中山間地域振興基金】 (期間) 平成14～18年度		【西木村特定農山村地域総合支援事業基金】 (期間) 平成13～17年度	現行のとおり新市に引き継ぐ。(事業充当範囲等も現行のとおり)
	【田沢湖町農業経営基盤強化資金利子補給事業】	【角館町農業経営基盤強化資金利子補給事業】	【西木村農業経営基盤強化資金利子補給事業】	合併時に制度を再編し、新市に引き継ぐ。
	【田沢・生保内地区農林業振興資金】			現行のとおり新市に引き継ぐ。(適用範囲等も現行のとおり)

現 況				調 整 方 針	
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村		
水田農業構造改革 対策事業 (生産調整事業)	〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 2,538ha (うち水田面積) 2,157ha (農家数) 1,105戸 (担い手農家数) 275人 (認定農業者数) 169人	〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 1,571ha (うち水田面積) 1,471ha (農家数) 1,017戸 (担い手農家数) 162人 (認定農業者数) 75人	〔新たな米政策〕 米政策改革大綱 (計画期間) 平成16～22年度 (目的) 需要に応じた「売れる米づくり」 (農用地面積) 1,686ha (うち水田面積) 1,113ha (農家数) 802戸 (担い手農家数) 184人 (認定農業者数) 94人	新市において計画を策定する。 なお、新計画策定までの間は、現計画を引き継ぎ運用するものとする。	
	〔理念〕 消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進による水田農業経営の安定化と発展 〔需給見通〕 (H16～H19) 「食料・農業・農村政策審議会」の助言を得て、国が「基本指針」を策定 米の作付目標面積を配分 (H20以降) 「農業者・農業団体が自らの販売戦略に基づき、需給に応じた生産数量を決定・実行 〔助成制度〕 地域の創意工夫を活かした助成体系 (H16～H18)				
	産地づくり推進交付金事業				
	〔田沢湖町地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・そば 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成	〔角館町地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・アスパラ 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成 有機等栽培米助成 利用権設定等助成	〔西木村地域水田農業ビジョン〕 (計画期間) H16～H22 (地域特例振興作物) ・ほうれんそう 作物作付助成 担い手・集落営農組織への加算助成 有機等栽培米助成 利用権設定等助成		
	米価下落影響緩和対策事業 米価下落時に、300円/60kg + 下落額の50%を補てん				
担い手経営安定対策事業 (水田経営面積 4ha以上の認定農業者、水田経営面積 20ha以上の集落型経営体) 稲作収入減額分の80%を補てん					

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
畜産関係	【田沢湖町畜産祭り】 町が、毎年7月に開催	【角館町・西木村合同畜産共進会】 角館町と西木村で共同開催(事務担当は一年交代)	【角館町・西木村合同畜産共進会】 角館町と西木村で共同開催(事務担当は一年交代)	合併時に再編し、新市において畜産共進会を開催する。
			【牧場】西木村営大覚野牧場 面積 176ha 直営管理 肉用牛対象 放牧料 成牛 231円/頭/日 村外は、20%加算	新市において存続する。放牧料等の範囲区分を市内・市外とする。
	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	【家畜防疫対策事業】 家畜伝染病予防事業費補助 家畜総合衛生防疫事業費補助	合併時に再編し、新たな補助基準を設ける。
	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭 町内産雌素牛保留対策事業 30千円/頭 優良豚導入促進事業 25%	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 50万円限度 27%、40万円以下 18% 優良牛(乳牛)導入促進事業 50万円限度 27%	【家畜導入補助事業】 優良牛(肉用)導入促進事業 30千円/頭 受精卵移植推進事業 15,000円/頭・回	
	【田沢湖町畜産振興基金】 昭和61年度 設置	【角館町特別導入事業(肉用牛)基金】 昭和57年度 設置	【西木村肉用牛特別導入事業基金】 昭和57年度 設置	基金設置の経緯を勘案し、合併時に調整する。

現 況				調 整 方 針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
土地改良事業	【田沢湖町ふるさと水と土保全基金】 H5 設置（積立金額 10,000千円） 果実運用型基金	【角館町ふるさと水と土保全基金】 H5 設置（積立金額 10,000千円） 果実運用型基金	【西木村ふるさと水と土保全基金】 H5 設置（積立金額 10,000千円） 果実運用型基金	基金設置の経緯を勘案し、合併時に統合し、新市に引継ぐものとする。
県営ほ場整備事業	【真崎地区】 37ha H12～H17 【手倉・相内端地区】 34ha H16～H21 (負担割合) 国 50% 県 30% 町 10% 受益者 10%	【白岩第一地区】 103ha H12～H17 (負担割合) 国 50% 県 30% 町 10% 受益者 10%	実施事業なし	国県補助事業は、当該事業の採択基準によるため差異はない。 なお、受益者負担は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。 ただし、採択済みの補助事業(継続)は現行のとおりとする。
国庫補助事業	【農村総合整備モデル事業】 田沢湖地区 H8～H17 {工種} 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、防火水槽、農村公園、景観保全 (負担割合) 国 50% 県 0～20% 町 50～10% 受益者 20・15・0% 受益者負担 (農業用排水路 15%) (暗渠排水工 20%) 【農業集落排水事業】 田沢地区 H17～H21 対象戸数 213戸 (負担割合) 国 50% 県 15% 受益者(予定) 20万円/戸 町 残額	【土地改良施設維持管理適正化事業】 大黒沢地区ため池改修 H17～H18 小黒沢地区ため池改修 H15～H18 (負担割合) 国 30% 県 30% 町 30% 受益者 10%	【中山間地域活性化総合整備事業】 西明寺地区 H14～H18 {工種} 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、農村公園、コミュニティ施設 (負担割合) 国 55% 県 0～20% 村 45～30% 受益者 0% 桧木内地区 H17～H21 {工種} 農業用排水路、農道、改良保全、集落道、集落排水路、防火水槽 (負担割合) 国 55% 県 0～20% 村(未定) 受益者(未定)	町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。
県単独補助事業	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 町 20% 受益者 50%	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 町 0% 受益者 70%	【県単小規模土地改良事業】 (負担割合) 県 30% 村 70% 受益者 0%	
町村単独土地改良事業	実施事業なし	実施事業なし	村単土地改良事業 (負担割合) 村 100% 受益者 0%	
小土地改良事業費補助金	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 20%	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 30%	【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 50～100%	

事務事業名	現 況			調 整 方 針
	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
農地・農業用施設 災害復旧事業 (国庫補助事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増嵩有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 15% 受益者 20% {激甚災による補助率増嵩有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 町 0% 受益者 50% {激甚災による補助率増嵩有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 町 0% 受益者 35% {激甚災による補助率増嵩有}	【対象事業】 査定設計額 40万円以上 (測量試験費は、補助対象外) 農地災害 (負担割合) 国 50% 県 0% 村 50% 受益者 0% {激甚災による補助率増嵩有} 農業用施設災害 (負担割合) 国 65% 県 0% 村 35% 受益者 0% {激甚災による補助率増嵩有}	国庫補助事業であり、採択基準に 差異はない。 受益者負担は、田沢湖町の例を基 本に合併時に調整する。 ただし、採択済みの補助事業(継続) は現行のとおり新市に引き継ぐ。
農地・農業用施設 災害復旧事業 (小規模災害事業)	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 20%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 30%	【対象事業】 査定設計額 40万円未満 【事業主体】 水利組合等 【補助率】 査定事業費の 50%	田沢湖町の例を基本に合併時に調 整する。
林業関係	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体) 田沢湖町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (主体) 角館町緑化推進委員会 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	【緑化推進事業】 緑の羽根募金 (募金形態) 学校募金、職場募金、集落募金 (募金管理) 通帳管理	合併時に組織体制・募金方法・管 理方法を統一する。
	【林道開設(管理)事業】 (用地等) 買収(登記あり) (立木等) 補償あり (負担区分) 受益者負担なし	【林道開設(管理)事業】 事業計画なし	【林道開設(管理)事業】 (用地等) 無償提供(H15以前分筆登記 なし)、(立木等) 補償なし (負担区分) 受益者負担なし	採択済みの林道開設等補助事業は 現行のとおり新市に引き継ぐ。 林道用地等の取扱いについては、 新市において調整する。
	【作業道開設事業費補助】 (補助率) 事業費の20%、 限度額 10万円 (補助対象) 実施林家	【作業道開設事業費補助】 該当事業なし	【作業道開設事業費補助】 (補助率) 1,000円/m (補助対象) 集落作業道 500m以上	合併時に再編し、新たな補助基準 を設ける。
	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68%	【間伐事業等補助】 (補助対象) 林齢 11～35年生 (補助率) 国県 68% 村 10%	
	【有害鳥獣駆除事業】 田沢湖地方猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 角館猟友会へ委託	【有害鳥獣駆除事業】 西木地方猟友会へ補助金交付	事業実施方法について、合併時に 再編する。